

安倍首相が狙う「改憲」スケジュール

2017 年 5 月 3 日	安倍首相改憲発言
2018 年通常国会～	安倍9条改憲案を自民党案として国会に提出 衆参両議院の憲法審査会で議論
2018 年通常国会会期末～臨時国会	憲法改正を発議
2018 年秋以降	憲法改正国民投票運動期間(60 日～180 日)
2019 年 7 月(参院選)まで	憲法改正国民投票

安倍首相は急いでいる？

もともとは衆・参両議院で、憲法改正の発議に必要な「3分の2」の議席を、自民・公明・維新で確保しているうちに憲法改正の発議をしたいというのが、安倍首相や改憲派の狙いでした。2016 年参議院選挙に見られたような、市民と野党の共闘が進んでいけば、「3分の2」の確保が危うくなるという焦りがあったためです。

市民と野党の共闘で安倍 9 条改憲阻止を！

ところが、モリ・カケ問題、自衛隊「日報」問題などで内閣支持率が下がる中、安倍首相は、国会での説明責任を放棄して衆議院解散へと追い込まれました。国会で追及を受けてこれ以上支持率が下がらないうちに、市民と野党の共闘がまだ進まない今のうちに、という安倍首相の勝手な理由で衆議院を解散するなど、憲法上も許されるものではありません。

安倍首相や改憲派が恐れている、市民と野党の共闘を大きくひろげて、安倍 9 条改憲を必ず阻止しましょう。



発行：憲法改憲阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

<http://www.kyoto-kenpokaigi.com>

e-mail：info@kyoto-kenpokaigi.com

2018 年 1 月 発行

安倍首相!

「自衛隊を憲法に書きこむ」

…って、どういうこと?



海上自衛隊ホームページより

京都憲法会議

②



我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態
＝「存立危機事態」においては集団的自衛権を行使

◆安保法制（「改正」武力攻撃事態法）

憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない

◆安保法制（戦争法）以前の政府見解

忘れてはならないことは、2015 年 9 月の安全保障法制の強行採決により、現在の自衛隊が「集団的自衛権を行使できる存在」になっているという事実です。
集団的自衛権の行使は、明らかに憲法 9 条 2 項違反です。
そのため、いまの「自衛隊」を憲法に書きこむということは、明らかに 2 項違反を追認することを意味し、結果として 2 項の規定する「戦力不保持」「交戦権否認」という重要な縛りを失わせること（死文化、空文化）になります。
つまり、「自衛隊」を憲法に書きこむことが意味することは、2 項の実質的な削除に他ならないのです。

何を意味するの？

「自衛隊」を憲法に書きこむことは、

①

憲法 9 条の 2（案）
① 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
② 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

安倍改憲の骨子は、「憲法 9 条 1 項、2 項を残しつつ、自衛隊を明確に書き込む」というものです。
具体的な条文案は未だ明らかにされていませんが、自民党憲法改正推進本部（6/21 開催）は、以下の条文案を「たたき台」として公表されています。

「自衛隊の存在を記述する」とは、何を書き込むのでしょうか？

※読売新聞インタビュ
憲法改正推進派集会ビデオメッセージ



2020 年を新しい憲法が施行される年にしたい。
9 条 1 項、2 項をそのまま残し、
そして「自衛隊の存在を記述する。」

2017 年 5 月 3 日、安倍首相「改憲」発言！

自衛隊が、
憲法に書きこまれるだけだったら
いいんじゃない？



と思いませんか？

熊本地震での災害派遣
(陸上自衛隊ホームページより)



現在では、安保法制（戦争法）のもとで、「自衛隊」は海外で戦争に参加することが可能な部隊へと変わってきています。

自衛隊に、「海兵隊」がつくられる！

新防衛大綱で陸上自衛隊に創設される「水陸機動団」は、日本版「海兵隊」＝海外への殴り込み部隊です。

米海兵隊での研修や共同訓練が行われ、米海兵隊と同様の水陸両用車やオスプレイが導入されます。



左上：水陸両用車
右上：水陸両用車を積載し、強襲揚陸艦として機能する輸送艦
(海上自衛隊ホームページより)

下：オスプレイ

③

海外での戦争に米軍と一体となって参加

ヘリ空母型護衛艦や空中給油機など、遠く海外へと遠征する部隊としての機能が強化されています。米軍のオスプレイを着艦させたり、米軍の戦闘機に空中給油するなど、米軍と一体としての運用も計画されています。

2017年9月には、海上自衛隊の補給艦が、実際に米軍のイージス艦への給油を行っていたことが明らかになりました。



ヘリ空母型護衛艦（海上自衛隊ホームページより）

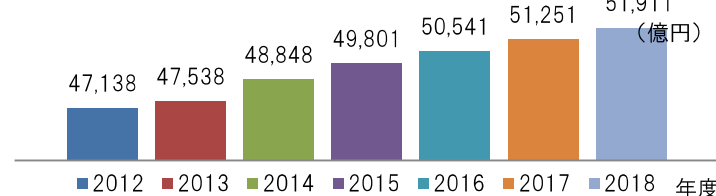


空中給油機（航空自衛隊ホームページより）

増大する防衛予算と拡大する装備

◆防衛予算の拡大

第2次安倍政権の下で4700億円以上増大！



◆2018年には…

- ・ステルス戦闘機F-35A（最終的に28機導入の予定）
⇒6機：785億円 ＊その他関連経費（整備用機材等）299億円
- ・無人偵察機グローバルホーク（3機導入予定）
⇒組立て費用等1機分：147億円
- ・陸上型イージス（イージス・アショア）
⇒1基1000億円、2基導入計画（2023年までに）



安倍9条改憲は、米軍と一体となって海外での戦争に参加する「自衛隊」に「お墨付き」を与えるもので、むしろ災害派遣などの活動を後退させることにもなりかねません。

④

安倍政権による9条改憲、本当にいいの？

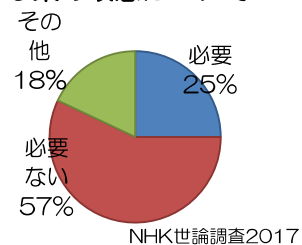
国民は9条改憲を望んでいません

2017年3月の「NHK 世論調査」によると、9条の改憲「必要」25%、「必要ない」57%で、国民の多数は9条の改憲を望んでいません。それにもかかわらず、安倍首相は、2020年までに9条改憲を目論んでいます。

憲法改正の権限を持っているのは主権者国民ですが、国民が望んでもいないのに9条改憲を行なおうとするのは、まさに「安倍さんのための改憲」、「上からの改憲」、「押しつけ改憲」ともいえるでしょう。

ちなみに、憲法改正の提案権、発議権を持っているのは国会で（憲法96条）、首相の安倍氏ではありません。

9条の改憲について



NHK世論調査2017

憲法はそう簡単に変えてはいけません

そもそも憲法は、国民の権利や自由を守る大切な根本契約、根本規範で、そう簡単に変えるべきではありません。憲法の改正が通常の法律の改正よりも高いハードル（硬性憲法といえます）になっているのはそのためです。

いま、国民の声は「9条を変えろ」ではありません。

憲法無視・議会制民主主義を無視する安倍政権

2017年の国会で、安倍政権は、モリ・カケ問題、自衛隊「日報」問題などで国民に説明責任を果たすどころではありませんでした。安倍首相は説明責任を果たさないどころか、自分の言いたいことをいうだけで、内閣は「国会に対し連帯して責任を負ふ」（憲法66条3項）という議院内閣制の本質、三権分立をまるで理解していません。

野党が求める臨時国会の開催も拒否してきました。憲法53条では「4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と明文で定めていますが、これを無視し続けたばかりか、ようやく開いた臨時国会の冒頭で衆議院を解散してしまいました。憲法を無視し、議会制民主主義を無視する安倍政権の下での改憲を許していいはずはありません。

⑤

最新の世論調査では・・・

日本世論調査会が2017年12月9、10日に実施した世論調査で、安倍首相の下での憲法改正に賛成は39・2%、反対が53・1%（右表：東京新聞2018年1月3日朝刊より）。

また、共同通信社が2018年1月13、14日に実施した全国電話世論調査では、安倍首相の下での憲法改正に反対は54・8%、賛成は33・0%。世論では、半数以上の人が現政権下での改憲に反対しています。

憲法問題への関心	関心がある	25.8%
	ある程度関心がある	46.2%
	あまり関心がない	20.1%
	関心がない	7.1%
安倍首相の下での憲法改正	賛成	39.2%
	反対	53.1%
改憲の国会論議	急ぐべきだ	28.8%
	急ぐ必要はない	67.2%

※日本世論調査会調べ、合計は100%にならない

緊急事態条項の危険性

自民党憲法改正推進本部では、9条改憲のほか、緊急事態条項や参議院の合区解消、教育無償化などが議論されています。

緊急事態条項は、武力攻撃や大規模災害などの事態において、市民の権利を制限したり、罰則を科すこともできる強大な権限を、内閣総理大臣に与えるものです。内閣総理大臣による独裁を許しかねない非常に危険な条項と言えます。

緊急事態に対応するために国会議員の任期延長が必要だ、などと言うことも緊急事態条項をつくる理由にしていますが、安倍首相は、北朝鮮がミサイル発射を繰り返す中、衆議院を解散しました。国会議員の任期延長のために緊急事態条項を設ける必要がないことが、逆に明らかになりました。

内閣総理大臣に強大な権限を集中させる危険な緊急事態条項を、許してはいけません。大規模災害がおこった時には、現場で避難や救援にあたっている地方自治体などの権限や予算を充実させることこそが重要です。

⑥

自民党憲法改正草案（2012）

98条1項 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、（中略）緊急事態の宣言を発することができる。

99条1項 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる。（以下略）

4項 緊急事態の宣言が発せられた場合には、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されない。（以下略）